

個人番号カード取得の手順 ※申請から交付まで1カ月程度かかりますのでお早めに。

申請

▶ 郵送での申請

通知カードと一緒に届いた「個人番号カード申請書」に必要事項を記入の上、顔写真を貼付し、申請用封筒に入れて郵送する。

※ 「個人番号カード申請書」を紛失している場合は、申請書か申請用QRコードを発行しますので町民課窓口までお越しください。

※ コンビニ交付サービスを利用するには、個人番号カードに「利用者証明用電子証明書」の登録が必要です。詳しくは町民課までお問い合わせください。

▶ オンライン(スマートフォン・パソコン)での申請

顔写真を撮影し、申請用WEBサイトにアクセス。必要事項を入力し、画面上で顔写真を添付して送信する。

交付

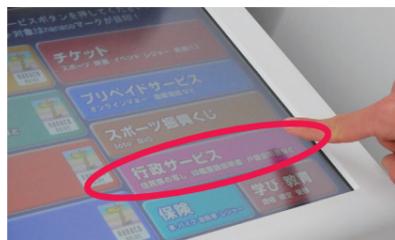
▶ 受け取りは町民課窓口へ

カードの交付準備ができたなら自宅に「交付通知書」を送付します。通知書が届いたら、同封のお知らせに記載している必要書類を持って、町民課窓口までお越しください。初回の発行手数料は無料です。



コンビニ交付利用の手順 ※店舗により順番や画面が異なることがあります。

1 個人番号カードを持ってコンビニへ行く。



2 マルチコピー機で「行政サービス」を選択する。



3 所定のカード置き場に個人番号カードを置き、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力する。

4 必要な証明書を選択する。



5 マルチコピー機に手数料を入れ、発行された証明書を受け取る。
※利用後は、個人番号カードの取り忘れに十分注意してください。

町での実施は県内初

住民票などの証明書が
コンビニで取得できます

町民課住民係 ☎ 985-4105
FAX 985-4148



2月15日(金)から、全国のコンビニなどに設置されているマルチコピー機で、住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書が取得できるようになります。役場に行かなくても最寄りのコンビニで証明書が取得できるととても便利なサービスです。手順を確認し、ぜひ利用してください。

利用に必要なもの

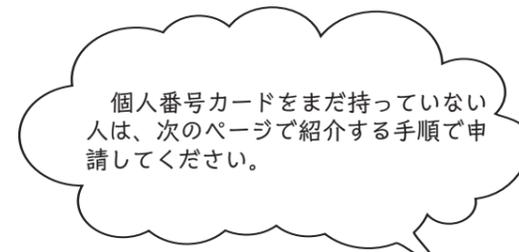
利用者証明用電子証明書の登録をした個人番号カード(マイナンバーカード)

利用できるコンビニ

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートなど

利用時間

毎日6時30分～23時
※年末年始(12月29日～1月3日)と保守点検日(不定期)を除く。

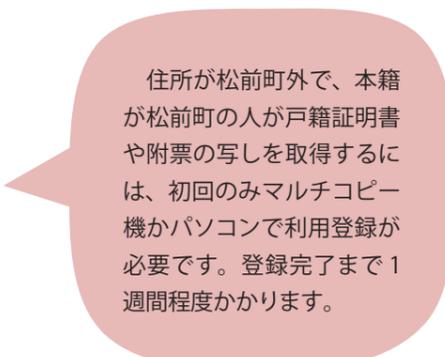


取得できる証明書と手数料

証明書の種類	料金	注意事項
住民票の写し	300円	▶ 松前町に住民登録がある本人か同一世帯の人の現在の住民票しか取得できません。 ▶ 本籍、続柄、個人番号の記載の有無を選択できます。住民票コードは記載できません。 ▶ 亡くなった人、住民票から除かれた人の住民票は取得できません。
印鑑登録証明書	300円	▶ 松前町で印鑑登録をしている本人の証明書しか取得できません。
戸籍証明書(全部事項証明・個人事項証明)	450円	▶ 松前町に本籍がある本人か同一戸籍の人の現在の謄本(抄本)しか取得できません。 ▶ 除籍や改製原戸籍は取得できません。
戸籍の附票の写し	300円	▶ 戸籍の届出(出生や婚姻など)を受理後、コンビニで証明書を取得できるまで、1週間程度かかります。 ▶ 住所が松前町外の人でも、本籍が松前町であれば利用できます。



町民課住民係
鎌田 あゆみ



【ご注意ください】

- ▶ 次のような人の証明書はコンビニで取得できません。
転出届を出した人 亡くなった人 DV等支援措置を受けている人
- ▶ 暗証番号を3回間違えるとロックがかかりコンビニ交付ができなくなります。ロックの解除は、個人番号カードを持参し町民課窓口までお越しください。
- ▶ コンビニで取得した証明書の交換や手数料の返金はできません。